

兵庫県公報

平成24年12月21日 金曜日 第 2451 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 道路の指定（建築指導課）	10
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	10
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	15
病院局公告	
○ 入札公告	15
○ 同 上（県立塚口病院）	18
○ 同 上（県立淡路病院）	20
○ 同 上（県立光風病院）	22
○ 同 上（県立こども病院）	25
○ 政府調達に関する協定に係る企画提案競技の実施（県立がんセンター）	27
内水面漁場管理委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	29
正 誤	
○ 平成24年12月7日付け兵庫県公報第2447号中	30

告 示

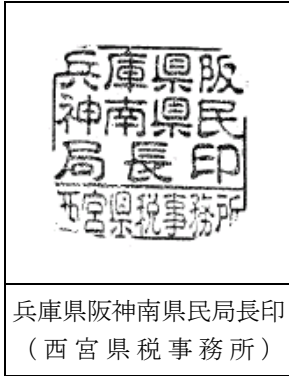
兵庫県告示第1596号

1に掲げる公印を平成24年11月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成24年12月1日からその使用を開始した。

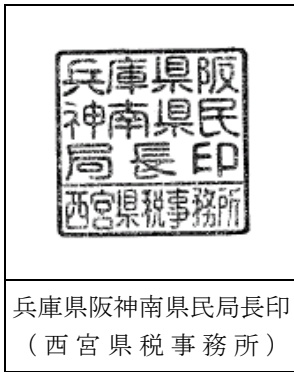
平成24年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 廃止公印の名称及び印影



2 新調公印の名称及び印影



兵庫県告示第1597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上部井土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
大 西 洋 三

住 所
加古川市東神吉町神吉1057番地の1



兵庫県告示第1598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
上原土地改良区	平成24年12月6日



兵庫県告示第1599号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字丸岡940の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1600号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町藤尾字向谷36の18・36の20から36の25まで・36の40（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、36の19、36の26から36の39まで、36の41から36の53まで、678から681まで、681の1、682、683、683の1、684、字登尾37の3から37の16まで、字向谷口673から677まで、字シャバベ685の1、685の2、686から688まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1601号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字ヨノビガ谷1130
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1602号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字畑ヶ成1135の2、1149の1、1149の4、1154、1157の1、1157の2、1159から1163まで、1166

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1603号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字大山1327、1328、1346の1から1346の5まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1604号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字大柵1194から1197まで、1199、1200、1207の1、1208の1、1216
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1605号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字コエジ平岩258、258の1、字滝谷281、281の1、281の2、字カツポウ357から360まで、字シシブシ369から381まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1606号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区福岡字谷入田484の1、490の1、490の4、490の242から490の244まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1607号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区福岡字道分レ83の9、83の195
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1608号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区熊波字大照山395、396の1、396の2、397から399まで、400の1から400の6まで、400の8、400の9、401
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1609号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長瀬字尾白809、811、812、812の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1610号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長瀬字焼尾奥541の1から541の3まで、541の5、542、562、562の2、564
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1611号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区東垣字大ジャリ468の1、468の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1612号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町香住区大野字菖蒲谷310、313から317まで、318の1、318の2、319、320、321（次の図に示す部分に限る。）、字菖蒲谷口360から366まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字菖蒲谷321（次の図に示す部分に限る。）、字菖蒲谷口362から366まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1613号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町東河内字焼山2462の11、字秋曾2393の1、2393の14、2393の16、字黒井2390の1、2390の13、字瀧谷2388の1から2388の3まで、2388の5から2388の7まで、字水無2386の1から2386の3まで、2386の5、字日城2512の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1614号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町東河内字日城2503の2、2504の1、2512の7、2512の11、2512の24
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年12月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年12月21日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姥ヶ茶屋伊丹線	宝塚市安倉南4丁目124番から 同 市安倉南4丁目105番まで	旧	4.0から 7.0まで	10.0	
		新	4.0から 9.0まで	10.0	



兵庫県告示第1616号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
内 海	朝 来 市		和田山町 内海	一ノ倉	28番から31番までの各一部、32番1、32番2、34番から37番までの各一部、214番から217番までの各一部、217番1、225番の一部、234番の一部、235番の一部、243番の一部、

				上川原	244番から246番まで、247番の一部、217番地先の水路敷の一部、243番地先の道路敷の一部、247番地先の水路敷の一部 256番の一部、256番1、257番の一部、261番の一部、262番の一部、265番の一部、266番の一部、277番1の一部、277番2の一部、256番から256番1に至る地先の道路敷の一部、256番から256番1に至る地先の水路敷の一部、261番地先の道路敷の一部、262番地先の道路敷の一部、265番地先の道路敷の一部、266番地先の水路敷の一部、277番2地先の道路敷の一部
--	--	--	--	-----	--



兵庫県告示第1617号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播予定 0004号	24.12.4	赤穂市北野中宇新田472番26、472番30、472番31、472番32、472番33、472番47、472番48、472番49、472番68、472番90の各一部、472番31地先水路 同 市南野中宇大角155番22の一部 同 市南野中宇島田156番4、156番5、156番6、156番8、164番、164番2、164番3、164番4、164番5、164番6、164番7、164番8、164番9、164番10、165番、166番1、166番2、166番4、166番14、166番15、166番16、166番18、166番21、166番22、166番25、166番30、166番33、166番35、166番39、166番40、166番50、166番51、166番53、166番58、166番59、166番92、166番116、166番117、166番118、166番125、167番、168番1、176番、177番、178番、179番1、179番2、180番1、202番4、202番5、202番10、202番11、202番12、202番13、202番71、202番73、202番75、202番95、202番101、202番102、202番103、203番17、203番18、209番1、212番1の各一部、164番6地先里道	8.00 6.00 4.00	35.00 857.00 142.00

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ネイチャーマジック

イ 代表者の氏名 野 澤 俊 索

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影3丁目2番11-79号

エ 定款に記載された目的

この法人は、大人から子どもまで幅広い年齢層の一般市民を対象に、国内及び国外における自然体験活動等を通じた体験教育活動に関する事業及びこれらの専門的な指導者の育成を行い、青少年の健全育成と自然体験活動等の普及及び振興に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播州赤穂うまいもん隊

イ 代表者の氏名 北 村 邦 江

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市塩屋526番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域社会の住民、企業及び団体を対象に、地域活性化イベントの開催、地域産業振興の推進と支援を行うことにより、経済の活性化を促し、公益の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人伊丹アドボカシーネットワーク

イ 代表者の氏名 田 中 賢 一

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市西台4丁目1番29号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい児者及び高齢者に対して、自らの意思に基づき安心して地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人英語文化学院あすなる

イ 代表者の氏名 岸 田 京 子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市船戸町12番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む幼児、小中高生等に対して、英語教育推進に関する事業を行うとともに文化芸術にも多く触れる機会を支援し、広く国際人の養成に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人青年の村

イ 代表者の氏名 増 田 大 成

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市一宮町千町332

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の過疎化した中山間地域に対して農林業と地域の活性化及び再生に関する事業を行い、豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人クリーンエース

すべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人児童サービスたくみ

イ 代表者の氏名 大 歳 太 郎

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市松籟荘6-12

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がいや予測される児童、ことばや行動に問題がある児童及び障がい児童に対して自立活動と社会参加促進に関する事業を行い、当該児童の保健、医療、教育又は福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸の冬を支える会

イ 代表者の氏名 森 山 一 弘

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区中山手通1丁目28番7号

エ 定款に記載された目的

この法人は、野宿を余儀なくされている人・生活に困窮しその生活に支障をきたし野宿になるおそれのある人・生活に困窮している人等に対して、自らの生活を選択し決定し地域の中で尊厳ある人間として生きていけるように生活相談の場の提供とその実施・居住する場の提供と運営・自ら働き収入を得られるような機会の提供とその実施、その他必要とされる総合的な支援を提供しその自己実現を図るための事業を行い現代社会の中で差別や偏見のない、一人一人の尊厳が保障され、その権利を正当に受けることのできる真に住みよい社会作りに寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛逢

イ 代表者の氏名 長谷川 達 雄

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市小中島1丁目20番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護・看護が必要な高齢者、障害者（児）やその家族、及び子育て家庭などを支援する事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりと、生活・福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みのり赤穂

イ 代表者の氏名 三 木 多津子

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市加里屋88番地の7

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人しきぐさ

イ 代表者の氏名 内 海 信 之

ウ 主たる事務所の所在地 宍粟市千種町黒土42番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、認知症の高齢者をはじめとする地域住民に対して、介護保険法にもとづく事業と地域支援活動事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アスロン

イ 代表者の氏名 井 原 一 久

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉本町1-1-18 ランドマーク住吉2F

エ 定款に記載された目的

この法人は、“総合型地域スポーツクラブ”を核として地域住民が自主的にスポーツに参画できる機会を提供し、生涯を通じて誰もが身体を動かすことを楽しむことができる為の事業を行い、スポーツ競技や運動を生活の中に取り入れていただくことにより子供から介護が必要な方々またはお年寄りまで、各年代、ライフスタイルに応じた健康づくりや生きがいの創造、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年11月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人健康作り兵庫

イ 代表者の氏名 北村 房 義

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽南5丁目9番8-1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県民等が常に健康で楽しく充実した生活と安全で安心できる快適な生活を実現できるように、気・血・動のバランスを考慮した事業を行い、兵庫県民等の健康増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ラ・ムー福崎店

所在地 神崎郡福崎町南田原字川田2934ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称        | 住所                | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 株式会社恵比寿天  | 岡山県倉敷市沖新町63番地6    | 大賀 昭 司  |
| 株式会社ナガタ薬品 | 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3 | 中 島 康 伸 |

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称        | 住所                | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 大黒天物産株式会社 | 岡山県倉敷市堀南704番地の5   | 大賀 昭 司  |
| 株式会社ナガタ薬品 | 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3 | 中 島 康 伸 |

外未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年7月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,478平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

165台

(2) 駐輪場の収容台数

109台

(3) 荷さばき施設の面積

224.6平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

20.1立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称   | 開店時刻   | 閉店時刻  |
|------------------|--------|-------|
| 大黒天物産株式会社        | 24時間営業 |       |
| 株式会社ナガタ薬品<br>外未定 | 午前8時   | 午後10時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成24年11月30日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年12月21日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年4月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町宮脇字宅地101番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

愛知県豊田市汐見町2丁目87番地8

株式会社山豊工建 代表取締役 山 佳 永 吉

3 許可年月日及び許可番号

平成24年7月31日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1-11号（24たつの）

病 院 局 公 告

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年12月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

生体情報モニターシステム 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

## (4) 納入場所

兵庫県災害医療センター 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号

兵庫県災害医療センター事務部総務課

電話（078）241-3131

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成24年12月21日（金）から平成25年1月8日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成25年1月23日（水）午前10時 兵庫県庁西館 1階小入札室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年1月22日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金



契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年1月21日（月）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成25年1月8日（火）午後4時まで以前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年1月30日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Maeda, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Biological Information Monitoring System, 1 set

(3) Delivery period: March 29, 2013

- (4) Delivery place: Hyogo Emergency Medical Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 January 8, 2013
- (6) Deadline for tender:  
17:00 January 22, 2013 by mail  
10:00 January 23, 2013 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Emergency Medical Center  
1-3-1 Wakihamakaigan-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 651-0073  
TEL (078)241-3131



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年12月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立塚口病院長 藤原久義

**1 調達内容**

- (1) 調達物品及び数量  
診断用X線テレビ装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成25年3月29日（金）
- (4) 納入場所  
兵庫県立塚口病院 尼崎市南塚口町6丁目8番17号
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

**3 入札書の提出場所等**

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒661-0012 尼崎市南塚口町6丁目8番17号  
兵庫県立塚口病院総務部経理課  
電話 (06) 6429-5321

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成24年12月21日(金)から平成25年1月8日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年1月23日(水)午前10時 兵庫県立塚口病院 3階大会議室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年1月22日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年1月21日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成25年1月8日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年1月30日(水))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。  
(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者  
サ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Diagnostic X-Ray System, 1 set

(3) Delivery period: March 29, 2013

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 8, 2013

(6) Deadline for tender:

17:00 January 22, 2013 by mail

10:00 January 23, 2013 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Tsukaguchi Hospital

6-8-17 Minamitsukaguchi-cho, Amagasaki, Hyogo 661-0012

TEL (06) 6429-5321



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年12月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

無影灯・シーリングシステム 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成25年3月29日（金）

(4) 納入場所

兵庫県立淡路医療センター（仮称） 洲本市塩屋1丁目

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒656-0013 洲本市下加茂1丁目6番6号  
兵庫県立淡路病院総務部経理課  
電話（0799）22-1200
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成24年12月21日（金）から平成25年1月8日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間  
上記(2)に同じ。  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年1月23日（水）午前10時 兵庫県立淡路病院別館 3階大会議室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年1月22日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年1月21日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成25年1月8日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年1月30日(水))までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Dr. Kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Shadowless Light, Ceiling system, 1 set
- (3) Delivery period: March 29, 2013
- (4) Delivery place: Hyogo Prefectural Awaji Medical Center (tentative name)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 January 8, 2013
- (6) Deadline for tender:  
17:00 January 22, 2013 by mail  
10:00 January 23, 2013 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Accounting Division, Hyogo Prefectural Awaji Hospital  
1-6-6 Shimokamo, Sumoto, Hyogo 656-0013  
TEL (0799)22-1200

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年12月21日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立光風病院長 幸 地 芳 朗

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

兵庫県立光風病院施設の清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

兵庫県立光風病院 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。

(7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-1242 兵庫県立光風病院総務部経理課
神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
電話（078）581-1013

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

平成24年12月21日（金）から平成25年1月9日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成25年1月30日（水）午前11時 兵庫県立光風病院診療管理棟 6階講堂

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年1月29日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年1月28日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr. Kouchi, Director of Hyogo Prefectural Kofu Hospital
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Hyogo Prefectural Kofu Hospital buildings cleaning service, 1 set
- (3) Contract fulfillment period: From April 1, 2013 through March 31, 2014
- (4) Location: Hyogo Prefectural Kofu Hospital buildings
- (5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:
16:00 January 9, 2013
- (6) Deadline for tender:
17:00 January 29, 2013 by mail
11:00 January 30, 2013 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Kofu Hospital
3 Noborio Kamitanigami-aza Yamada-cho, Kita-ku, Kobe, Hyogo 651-1242
TEL (078)581-1013

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年12月21日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県立こども病院長 丸 尾 猛

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量  
兵庫県立こども病院施設の清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成25年4月1日(月)から平成26年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所  
兵庫県立こども病院 神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号
- (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。

(7) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1丁目1番1号

兵庫県立こども病院総務部経理課

電話 (078) 732-6961

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

平成24年12月21日（金）から平成25年1月9日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成25年1月30日（水）午前10時 兵庫県立こども病院 研修室C

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年1月29日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年1月28日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
  - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
  - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
    - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
    - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
  - サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
  - シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (6) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
 要作成
- (8) 落札者の決定方法  
 本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
 詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
 Dr. Maruo, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital
- (2) Nature and quantity of the services to be required:  
 Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings cleaning service, 1 set
- (3) Contract fulfillment period: From April 1, 2013 through March 31, 2014
- (4) Location: Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings
- (5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:  
 16:00 January 9, 2013
- (6) Deadline for tender:  
 17:00 January 29, 2013 by mail  
 10:00 January 30, 2013 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
 Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital,  
 1-1-1 Takakura-dai, Suma-Ku, Kobe, Hyogo 654-0081  
 TEL (078) 732-6961



政府調達に関する協定に係る企画提案競技の実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける企画提案競技を実施する。

平成24年12月21日

兵庫県病院事業  
兵庫県立がんセンター院長 西村 隆一郎

1 企画提案競技の概要

- (1) 名称  
 兵庫県立がんセンター総合施設管理業務委託に係る企画提案競技
- (2) 募集要領  
 別途配布する「兵庫県立がんセンター総合施設管理業務委託業者選定に係る企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）」による。
- (3) 履行期間  
 平成25年4月1日（月）から平成28年3月31日（木）まで

## (4) 履行場所

兵庫県立がんセンター 明石市北王子町13番70号

## 2 参加資格

- (1) 過去5箇年以内に日本国内において、一般病床300床以上の病院における設備管理業務、警備保安業務、清掃業務を含む総合施設管理業務実績を有していること。
- (2) 委託業務（設備管理、警備保安、清掃）全般において、第三者への再委託なしに、業務を遂行できる者であること（ただし、メーカーメンテナンス等は除く。）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 参加手続

## (1) 事務局

〒673-8558 兵庫県立がんセンター総務部経理課  
明石市北王子町13番70号  
電話（078）929-1151

## (2) 募集要領の配布

## ア 配布期間

平成24年12月25日（火）から平成25年1月9日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 配布場所

上記(1)に同じ。

## (3) 参加表明書

## ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成24年12月25日（火）から平成25年1月9日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成25年1月8日（火）必着とする。

## ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

## (4) 質問及び回答

## ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成24年12月25日（火）から平成25年1月18日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

## ウ 回答方法

平成25年1月23日（水）から同月29日（火）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、閲覧方式により行う。

## エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

## (5) 企画提案書

## ア 提出方法

持参又は郵送とする。

## イ 受付期間

平成25年1月23日（水）から同月25日（金）まで

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成25年1月24日（木）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

企画提案書を提出した者は、提出された企画提案内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

なお、プレゼンテーションを実施する日時、場所等については、提出者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「兵庫県立がんセンター総合施設管理業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）」において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者となる順位を決定する。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立がんセンター総合施設管理業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本企画提案競技に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of General Competition

(1) Nature of the service to be required:

Buildings administrative task for Hyogo Cancer Center

(2) Acceptance period for the submission of applications form:

From December 25, 2012 through January 9, 2013

(3) Acceptance period for the submission of proposals:

From January 23, 2013 through January 25, 2013

(4) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Cancer Center

13-70 Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558

TEL (078)929-1151

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第63号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成24年12月4日に次のとおり指示した。

平成24年12月21日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

1 指示内容

(1) 持出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

(7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。

(4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成25年1月1日から同年12月31日まで

正 誤

○平成24年12月7日付け（兵庫県公報第2447号）

兵庫県公安委員会告示第377号（警備業法に基づく直接検定の実施）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                       | (正)                       |
|-------|-------|---------------------------|---------------------------|
| 7     | 上から23 | 平成24年3月16日（土）午前9時から午後5時まで | 平成25年3月16日（土）午前9時から午後5時まで |